

# 武器等製造法上の許可事業者に対する報告徴収対象事項の追加と回

## 数制限の解除に係る事前評価書

### 1. 政策の名称

武器等製造法上の許可事業者に対する報告徴収対象事項の追加と回数制限の解除に係る規制

### 2. 担当部局

経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課長 飯田 健太

電話番号：03-3501-1692 e-mail. : koukuuki-buki-uchuu@meti.go.jp

### 3. 評価実施時期

平成27年11月

### 4. 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

武器の製造、猟銃等の製造又は販売事業の許可を取得した事業者に対して、製造数等の報告を求めることで、事業者のより詳細な実態を把握する。

#### (2) 規制の内容

武器等製造法（以下「武等法」という。）第24条の規定により、政令で定めるところにより、事業者に対しその業務に関し報告させることができることになっている。今回の政令改正では、その報告徴収の対象事項として、猟銃等事業者に対し、製造（修理を含む。以下同じ。）・販売をした猟銃等の種類、猟銃等の保管の状況、その他業務に関する事項を追加し、武器製造事業者に対しても、製造をした武器の種類、保管の状況、その他業務に関する事項を追加する。

また、武器の製造、猟銃等の製造又は販売事業の許可を取得した事業者に対して、「1月ごとに1回に限る」としていた報告徴収の回数制限について、法の適切な執行のための実効性を担保するため、外すこととする。

#### (3) 規制の必要性

武等法第24条に基づく報告徴収規定から委任されている政令第4条の規定では、現行制度上、都道府県知事は、既に武等法による猟銃等の製造又は販売事業の許可を取得した事業者に対して、猟銃等の製造数、引渡し数、在庫数については、報告徴収の対象としている。しかし、近年の事業形態の変化には、現行規定の報告徴収の対象事項では対応し切れていない。具体的には、猟銃等事業者については、制定当時は銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）で規定

されている銃砲や刀剣と比して、市井での製造・流通が少なく、販売の形態も単純なものが多かったため、限定的な規定（製造・引渡しをした猟銃等の数と在庫数）で充足されていた。しかし近年、事業者が実店舗を持たず、ホームページ上で営業する店舗が増えており、さらに扱う猟銃等の品種が多様化するなど、製造・販売の形態も多様化してきており、事業の実態を把握し、公共の安全を確保するためには、「数」だけの把握では必要十分ではない。武等法第6条（第20条において準用する場合を含む。）では、1年以内に事業を開始せず、又は1年以上引き続き事業を休止したときには、許可を取り消すことができるとされている。しかしながら、「数」だけを報告徴収の対象とする現行政令では、単に販売数がなかったのか、そもそも販売するつもりがなかったのかを判断することができない。特に実店舗を持たない事業者においては、営業活動の実態が存在するかどうかを把握することが困難であり、また、「1月ごとに1回に限る」としていた報告徴収の回数制限も取消条件に適合するか否かを判断するには不十分である。今般実際にも、各都道府県の猟銃等事業者に対する把握状況を調査したところ、都道府県においても、猟銃等の販売に関し十分な実態把握が行うことができていないことが明らかとなった。

猟銃等事業者のより詳細な実態を把握し、猟銃等事業者の適正化を進めることは、近年の国際的なテロの発生や、2020年に東京オリンピックを控えていること等からも、公共の安全の確保という観点から、警察庁や猟銃等事業者団体からも強く求められるものである。

#### （4）法令の名称・関連条項とその内容

[名 称] 武器等製造法施行令

[関連条項] 報告の徴収（第4条）

#### 5. 想定される代替案

今回改正される内容は事業者を求める報告徴収の対象事項を追加し、かつ、1月に1回と限定されていた回数制限を解除するものである。これに対して、以下のように二つの代替案を考える。

<代替案①>回数制限の解除のみ行う。

<代替案②>回数制限を維持し、報告徴収の対象事項の追加を行う。

#### 6. 規制の費用

<改正案>

##### （1）事業者の負担

規制の対象となる事業者は報告の際の記載事項が増えるが、その内容はすでに義務付けられている帳簿に記載されているもの（武器又は猟銃等の種類別及び規格別の製造数、武器又は猟銃等の製造年月日、武器又は猟銃等を引き渡した相手方の氏名又は名称及び住所等）に加え、税務署等への申告事項（経費、収入等）

であり、常に把握しているはずの保管状況である。したがって、費用の増加はほとんどない。

また、回数制限の解除は全ての事業者に直ちに負担を求めるものではない。

#### (2) 行政の負担

現行の規定において、報告徴収で確認しきれない部分については国又は都道府県職員による立入検査によって詳細を確認していたが、改正案では書類による報告に代えることができるため費用の軽減になる。

また、回数制限の解除は行政に直ちに負担を求めるものではない。

#### <代替案①>

##### (1) 事業者の負担

報告の際の記載事項に変化はなく、回数制限の解除は全ての事業者に直ちに負担を求めるものではないため、事業者の負担の増加はない。

##### (2) 行政の負担

報告の際の記載事項に変化はなく、回数制限の解除は全ての事業者を対象としたものではないため、行政の負担の増加はない。

#### <代替案②>

##### (1) 事業者の負担

報告の記載事項については、既に何らの形で把握しているものであって、それを転記すればよく、新たに集計をするものではない。

##### (2) 行政の負担

現行の規定において、報告徴収で確認しきれない部分については国又は都道府県職員による立入検査によって詳細を確認していたが、改正案では書類による報告に代えることができるため費用の軽減になる。

## 7. 規制の便益

#### <改正案>

報告徴収の項目追加によって、事業の実態を把握するための適切な情報を入手できるようになるため、より効果的な事業監督が行えるようになる。その結果として公共の安全に寄与することができる。

#### <代替案①>

回数制限が解除されることで、より深く情報を入手できるが、その範囲は狭く、事業監督の観点からはごくわずかな効果しかない。

#### <代替案②>

回数制限を維持することで、事業者の突発的な変化に対応ができなくなる。

## 8. 政策評価の結果

武器等製造法に定める報告徴収についてより現状に即した形にするためには、今回の改正案のように、より広い事項について報告を求めることに加え、報告徴収の回数制限を外すという措置を講じるほか、代替案①のように、現行の事項のまま、回数制限のみ解除するか、代替案②のように回数制限は維持したまま報告の事項を追加するといった手段がある。

公共の安全の確保の観点で銃刀法を所管する警察庁や猟銃関係団体からも、猟銃等事業者の実態把握及び適切な指導・監督を求められている中、事業者の実態を十分に把握し、営業実態のない事業者の許可取消し等を通じた事業者の適正化を進める必要がある。

代替案①では十分な量の情報を集めることができず、代替案②では事態の急変に対応できない。一方で、改正案では事業者の負担はほとんど追加的に発生しないにもかかわらず、武器・猟銃等の製造・販売について、情報の量と頻度の二つの面から実態をより正確に把握することができる。実態をより正確に把握することは、事業許可取消し等を通じた事業者の適正化に資するため、更なる公共の安全の確保という大きな便益を確保することを可能とする。

以上のことから、公共の安全を確保し、適切な事業監督の観点からも改正案のとおり、必要な事項については報告を求めることが妥当である。

## 9. 有識者の見解その他の関連事項

関係省庁、関係団体から規制を強化するように要望を受けている。

## 10. レビューを行う時期又は条件

関係省庁、関係団体と連携しつつ、5年以内にレビューを行っていく。